

医師・歯科医師九条の会の集いへご参加を

活発化する改憲推進派の動き

岸田首相は、昨年11月1日「党是である憲法改正に向け、精力的に取り組んでいく」と述べ、同月には自民党の「憲法改正推進本部」を「憲法改正実現本部」に変え、改憲への決意を表明した。自民党は10月の総選挙公約でも「相手領域内で弾道ミサイル等を阻止する能力の保有」と「敵基地攻撃能力」保有を明記している。

日本維新の会は「領域内阻止能力の構築について積極的な検討を進めます」（総選挙マニフェスト）と公約し、「維新の会は改憲勢力だ」（吉村副代表、11月フジテレビ系列『日曜報道THE PRIME』）と公言している。国民民主党は玉木代表が「自民党は本当にやる気があるのか」「憲法審査会は毎週開いたらいいい」と発言、「護憲と改憲の二元論に停滞することなく（中略）国会で建設的な憲法論議を進めていきます」（総選挙公約）としている。11月には維新・国民両党代表の会談で憲法審査会の毎週開催要望など改憲論議における連携協力を確認している。公明党も「来年（2022年）の通常国会で、週1回の憲法審査会を衆参ともに開き、改憲論議を積み重ねれば合意形成はほとんど進む。ぜひお願いしたい」（北側幹事長、12月）と発言。このように、自・公・維新・国民の各党による改憲推進の動きが活発となっている。

「コロナ禍に乗じた『緊急事態条項』の危険性

昨年12月16日、衆院憲法審査会が開催され、自民党新藤議員が「自衛隊の明記、緊急事態条項、合区解消、教育充実の4テーマを、既にこの憲法審査会において議論のたき台として提示をさせていただいております」と述べ、改憲論議を促した。野党の立憲民主党は国民投票法をめくり、国民投票運動中のCMおよびインターネット広告規制のあり方を先に議論するよう主張したが、自民・維新各党は具体的な改憲項目や改憲原案の審議もすべきと主張。改憲派が多数の同審査会は、改憲論議の具体化の危機に直面している。

また、憲法審査会では国民民主党・玉木代表が「緊急事態の法の支配の空洞化を是正するため、緊急事態条項の議論をすべき」と発言、公明党・北側氏も「緊急事態での国会機能維持をテーマに議論すべき」、自民党・西村氏は「緊急事態に国民の生命、財産を守るため、必要な規定をあらかじめ憲法上に整備しておく必要」と述べるなど、「緊急事態条項」が大きな焦点となっている。昨年6月には加藤官房長官が「新型コロナウイルスによる未曾有の事態を全国民が経験し、緊急事態の備えに対する関心が高まっている」と発言するなど、コロナ禍を好機とする改憲論が展開している。これを受けた世論は、コロナ禍に対応するための緊急事態条項の創設について「必要」が57%、「必要ない」42%と、コロナ禍に苦しむ

3月19日（土）に「あいち医師・歯科医師九条の会」が「憲法のつどい」を開催します。長峯信彦氏（愛知大 学教授）が講演します。別紙チラシを参照ください。

市民に一定の訴求力があることを示している。

しかし、コロナ対策として緊急事態条項をとというのは、冷静に見れば感染症法や新型インフル特措法など既存の法体系を基に対策が十分可能なのに、その努力を政府が怠っている現状を改憲の突破口として利用している動きといえる。

「敵基地攻撃能力」議論が進む

一方、「敵基地攻撃能力」議論は、さらなる憲法九条の形骸化をもたらそうとしている。2020年9月、退陣間際の安倍首相は「迎撃能力を向上させるだけでなく抑止力を高めることで我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要」としてあるべき方策を示すことを指示したが、2021年の岸田政権下で議論が加速している。昨年11月の防衛省「防衛力強化加速会議」では岸防衛大臣が「いわゆる敵基地攻撃能力の保有も含め、あらゆる選択肢を私の下で議論していく」と発言し、今年1月の日米安全保障協議委員会（2+2）共同発表では「ミサイルの脅威に対抗するための能力を含め、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意」を表明している。

政府・自民党による「敵基地攻撃能力」論は、法的根拠が見いだせない無理筋の論理である。1956年の鳩山首相の国会答弁で「他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としつつ「侵略国の領域内の基地をたたくことが防衛上便宜である」というだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範囲に入らない」と明確である。2020年に自民党が敵基地攻撃能力論を主張した際に、この政府答弁を意図的に無視していることは問題である。

また、敵基地攻撃能力論を具体化しようとするれば、「敵基地」や「日本への攻撃着手」をどう判断するのか。そもそも国際法上禁止されている「先制攻撃」との区別をどうするのかなど課題山積で、憲法九条を変えない限り実現性はない。

今夏の参議院選挙を視野に入れつつ、「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」が改定される2022年末をメドに、敵基地攻撃能力論の具体化が加速することが懸念される。

自民党の改憲4項目は、九条無効化招く

自民党の改憲4項目（①自衛隊の明記、②緊急事態条項、③合区解消、④教育の充実）は、①の自衛隊の明記によって九条一項と二項は効力を失い、自衛隊を海外での戦争に送り込むことになる。②の緊急事態条項の創設は、内閣への権限集中で憲法を無視した権力行使を可能にし、人権制限を招く。また、③④は法律で解決できるものである。（裏面に解説掲載）

政権と改憲推進派のこうした憲法破壊と明文改憲の動きに対して、今こそ、改憲NO！の声を、地域や職域の草の根から、上げることが重要となっている。保団連・保険医協会は全国で取り組まれる新全国署名に「憲法を生かし、生命・暮らしを守る署名」として取り組む。多くの協力をお願いしたい。
※署名用紙は、4月頃に愛知保険医新聞、保険医協会ホームページでご案内します。

改憲論議の常態化に、政治の転換で流れを変えよう 医師・歯科医師九条の会が集い



「あいち医師・歯科医師九条の会」は、30回目の憲法の集いを9月11日(土)午後、名古屋サンスカイルーム(中区伏見)で開催、医師・歯科医師や市民ら28人が参加した。三宅裕一郎氏(日本福祉大学教授、憲法学)が「どうなる憲法、どうする憲法」改憲をめぐる情勢」と題して講演。

三宅氏は、自民党総裁選挙で立候補表明をしている岸田氏は、「自衛隊明記など党の4項目の改正をしっかりと考えていくべきだ」(同、8月26日)と表明、高市氏は「迅速な敵基地の無力化をするために法整備が必要」(出馬表明会見、9月8日)、河野氏も「憲法改正は非常に大きな問題だ」(同、9月10日)と、三氏とも改憲という点では自民党の進める改憲を促進する立場と指摘した。

各政党についても、自民党は「改憲4項目」(2018年3月)を掲げ、公明党は、「加憲」の立場、日本維新の会は「憲法改正原案」(2016年3月)、国民民主党は「憲法改正に向けた論点整理」(2020年12月)を発表、立憲民主党は「憲法論議の指針(案)」(2020年11月)で個別の改憲課題を議論する姿勢を示している。このように、各党からすでに何らかの形で改憲が模索され、その動きが常態化していることに注意を促した。

6月の通常国会で成立した国民投票法改正は、メディアなどを利用した運動の規制の付則が付き、立憲民主党は「施行後3年を目途に必要な法整備を講じるとの附則に」3年は改憲が遠のいた」としているが、自民党はCM規制と憲法本体議論は同時に可能と表明しており、この後の議論次第で予断を許さないとした。

改憲潮流の一つとして「敵基地攻撃能力」論があり、第二次安倍内閣以降、政府主導で中国を念頭に台湾海峡も視野に議論されている。しかし、国際法上「先制攻撃」は禁じられていること、相手国の「攻撃着手」のタイミングは把握不能であること、「専守防衛」の立場のもとで敵のミサイル基地を攻撃するには現地でのスパイ活動や地上戦も含めて想定しなければならぬ問題などを紹介した。

医療や福祉分野にとつて、現下の課題はコロナ禍にどう対応するかだが、核兵器や敵基地攻撃のための防衛費をコロナ対策費に振り向ければ、日本ではICUが1.5万床、人工呼吸器2万台、医師1万人の給与がまかなえるという核廃絶国際キャンペーンの試算を紹介して結んだ。

質疑の中で、9月8日に安保法制廃止と立憲主義の回復を求める市民連合が野党共通政策を提示し立憲など4党が署名したことについて、国民民主党が署名していないことを問われ、三宅氏は「自公政権では改憲の流れを変えるには野党の結束が必要。国民民主は自民党に抱き込まれる可能性があり、大同小異で野党の結束の中に入ってほしい」と期待を示した。

== 憲法問題 Q & A ==

Q 「自衛隊を憲法に書き込む」とは何を意味しますか。

A 改憲の最大の狙いは9条です。自衛隊が憲法に書き込まれれば、世界のどこにでも出かけて無制限の武力行使が可能になります。

世界有数の戦力である自衛隊ですが、憲法9条2項の「戦力不保持」に「違反」しないとされてきました。その理由は、自衛隊の武力行使は日本に対する攻撃の排除にだけ許され、海外派兵や集団的自衛権の行使などはできないとされたことです。自衛隊は世界標準の「戦力＝軍隊」ではなく「必要最小限度の実力」などと説明してきました。

ところが、自民党の自衛隊明記案ではどうなるか。自衛隊が憲法上の存在に格上げされたら、これまでの制約はなくなります。さらに自民党案では「国および国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとる」と明記されています。

「自衛の措置をとる」とは「自衛権」そのもの。個別的自衛権と他国を守る集団的自衛権の両方を含みます。自衛隊は世界の軍隊と同じ権限を持つ「普通の軍隊」になります。

さらに、自衛隊明記の条文には念入りに「前条の規定(9条2項)は…必要な自衛の措置をとることを妨げず」と書かれています。

9条2項は空洞化し、無制限の海外での武力行使が可能になります。

Q 緊急事態条項とはどのようなものですか。

A 緊急事態条項とは「緊急」を口実に権力を内閣に集中し独裁制を実現するもので現代の「戒厳令」です。9条改憲と一体で有事において内閣による人権制限「立法」も可能になります。

戦前の大日本帝国憲法には、緊急勅令(8条)、戒厳大権(14条)、非常大権(31条)、緊急時の財政処分(70条)という4つもの緊急事態条項が置かれました。天皇制政府の独裁的な権力行使によって、国民を破滅的な戦争へと駆り立てた基盤でした。

自民党の改憲4項目では、「大地震その他の異常かつ大規模な災害」の場合で「国会による法律の制定を待ついとまがない」とき、「内閣は…政令を制定」できるとしています。この政令は「法律と同じ効力を持つ」とされ、立法権を政府が独占します。

「大地震その他の異常かつ大規模な災害」には「外部からの武力攻撃」「テロ」など人的災害も入ることが自民党の改憲草案の解説に明記されています。政府が戦争状態だと判断すれば、国会を開かずに政府が人権制限の権力を独占できる仕組みです。

Q 「憲法を生かす」とはどういう意味ですか。

A 日本国憲法は平和の「9条」だけでなく、世界の先進ともいえる条文がたくさんあり、これを生かす政治が、いま求められています。

憲法第25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を規定していますが、政府は、命軽視の「コロナ対策」、福祉、医療費削減をすすめてきました。

さらに、第13条は「すべて国民は、個人として尊重される」としています。国民のさまざまな個性、生き方などの権利を擁護、尊重する社会をつくるのが大切です。第14条は、国民は「法の下に平等」だと決めています。生涯で1億円もの格差がある男女の賃金差別など、不平等の是正は急務です。

憲法に素晴らしい条項があるのに、これに逆行する政治を切り替えることこそ必要です。

「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュースのバックナンバーは、愛知県保険医協会ホームページに掲載しています。

<https://aichi-hkn.jp/>